



広報

ところざわ 情報館

10.20 No.972

編集・発行：所沢市役所総合政策部秘書広報課
〒359-8501・埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
☎042(998)9024・FAX042(994)0706
ホームページアドレス
http://www.city.tokorozawa.saitama.jp
テレホンガイドところざわ ☎0120(432)834

■下水道処理区域

【大字中富】

1583番地の4、1609番地の1・9、1610番地の3・4、1611番地の3・4、1612番地の4・5、1613番地の1、1614番地の1・2、1615番地の1、1616番地の1、1617番地の1・3、1625番地の1、1626番地の1、1628番地の1・5、1636番地の1・9・11・12・14・16、1705番地の3、1724番地の一部、1730番地の2・6・7・10、1731番地の3・5・7・8・9・11・16、1732番地の2、1737番地の1、1738番地の1・6・7・8・9・11、1739番地の3・8・9・10・12・14・15・16・24・25・26・27・28・29、1740番地の3・5、1744番地の3、1748番地の2・3・4・5、1749番地の2、1753番地の1・3、1865番地の1・3、1868番地の1、1875番地の4、1876番地の3

下水道処理区域を拡大しました

10月15日から、新たに左表の地域が下水道処理区域(水酸化可能区域)になりました。

下水道処理区域内ではトイレの水酸化をお願いします

下水道法では、公共下水道が整備された区域内では、くみ取り便所の場合3年以内に、浄化槽を使用している場合は速やかに、水洗に切り替えることが義務づけられています。所沢市下水道排水設備指定工事店で

排水設備の改造工事をしてください。指定工事店については、下水道維持課へお問い合わせください。

また、今回整備された区域の下水道は、汚水と雨水を分けて流す分流式で、トイレ・台所等の汚水が排水できるようにになりました。ただし、雨水は汚水管には流せませんので、宅地内に雨水浸透ますなどを設置して処理してください。

雨水浸透ますなどについては、材料支給制度がありますので、ご利用ください。

◎改造工事は、所沢市下水道排水設備指定工事店以外では施工できませんので、ご注意ください。

問い合わせ 下水道維持課 (☎998-9211・FAX998-9408)

下水道改造工事資金貸付制度のご案内

市では、トイレの水酸化改造工事資金を無利子で貸し付けています

ので、ご利用ください。ただし、個人住宅(個人名義のアパート・貸家等も含む)に限ります。

貸付限度額 52万円
償還期間 65か月以内(月額8,000円の均等償還)

問い合わせ 下水道総務課 (☎998-9213・FAX998-9408)

下水管清掃の勧誘にご注意を!

最近、市からの委託を装って訪問し、宅地内の下水管清掃を勧める業者が増えています。

市では、宅地内の下水管清掃を行ったり、特定の業者に指示したりすることはありませんので、十分に注意してください。

なお、不審な場合はお問い合わせください。
問い合わせ 下水道維持課 (☎998-9211・FAX998-9408)

10月20日～26日は行政相談週間です

総務省では、民間の有識者を行政相談委員として委嘱し、国などの行政機関に対する苦情や意見・要望等の相談を受け付け、苦情の解決と行政運営の改善を進めています。

このような行政相談制度の一層の普及を図るため、10月20日から26日までを「行政相談週間」として、全国一斉に行政相談行事を行います。

市では、次のとおり、特設行政相談所を開設し、行政相談委員および関東管区行政評価局行政相談官が、国などの行政機関に対する苦情や意見・要望等の相談を受け付けます。

当市の行政相談委員は、下表の方々です。なお、相談は市役所で定例的に応じているほか、行政相談委員の自宅でもお受けしていますので、お気軽にご相談ください。

【特設行政相談所】

とき 10月24日(金)午前10時～11時30分、午後1時～3時30分
ところ 市役所1階・市民相談課

■行政相談委員

委員名	住所
田畑定胤	中富35
河本令子	松が丘1-30-13
中村 仁	東所沢和田1-18-1
新井卓利	城515
池田美知子	北野10-18
平井芳枝	三ヶ島1-798

【定例相談】

とき 毎週金曜日/午後1時～3時30分
ところ 市役所1階・市民相談課

◎このほか、総務省関東管区行政評価局(行政苦情11番/☎048-601-1000・FAX048-600-2333)でも相談に応じています。

問い合わせ 市民相談課 (☎998-9092・FAX998-9041)

特設人権相談のお知らせ

家庭内または近隣とのめめ事、ストーカー被害でお困りの方、社会のさまざまな差別にお悩みの方等、人権に関する相談を受け付けます。

相談は無料で、秘密は厳守しますので、ご相談ください。

とき 10月21日(火)午前10時～11時30分、午後1時～3時30分
ところ 市役所1階・市民相談課

相談員 人権擁護委員、さいたま地方方法務局所沢支局職員
問い合わせ 市民相談課 (☎998-9092・FAX998-9041)、さいたま地方方法務局所沢支局 (☎992-2677・FAX995-4040)

第16回所沢市健康まつり

～広げよう健康の輪～

保健センターでは、健康増進のために、毎年、健康まつりを開催しています。医師・歯科医師等による健康相談から家族で楽しめる各種模擬店などを催します。皆さんお問い合わせのうえ、ぜひ、お越しください。

とき 11月8日(土)午前10時～午後3時
ところ 保健センター

【内容】

- 医師による健康相談
- 歯科医師による相談
- 薬の相談コーナー
- 鍼灸の体験治療
- 接骨師による痛みの相談
- X線検査の紹介・骨密度測定・血圧測定・血糖値測定
- 栄養相談・生活習慣病予防の献立・玄米ご飯の試食
- 親子で遊べるコーナー (ハイハイヨチヨチ競争・おもちゃ作り等)
- 模擬店 (豚汁・手作りパン・喫茶コーナー・新鮮野菜即売所等)



◎当日は、水ヨーヨーのプレゼントがあります。

交通機関(バス)

- ◆ 所沢駅東口③番乗り場から航空公園駅経由エスステイ所沢行、または航空公園駅行で「市民医療センター入口」下車。
- ◆ 航空公園駅東口②番乗り場から所沢駅東口行で「市民医療センター入口」下車。

問い合わせ 保健センター (☎991-1811・FAX995-1178)